



滋賀広域第 223 号  
令和 5 年 11 月 13 日

大津市議会  
議長 竹内 基二 様

滋賀県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 福井 正明



広域連合議会議員補充選挙の実施ならびに結果の報告について(依頼)

平素は、当広域連合の運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当広域連合におきましては、年 2 回、広域連合議会定例会を開催しており、各市町議会から選出いただきました広域連合議員により議案を審議し、議決を行っていただいております。

今回、貴議会から選出いただいております佐藤健司議員が令和 6 年 1 月 24 日付けをもって任期満了となります。

つきましては、広域連合規約第 8 条第 3 項の規定により、貴議会において選挙を行っていただき、その結果について別紙の様式により速やかにご報告いただきますようお願い致します。

なお、令和 6 年 2 月議会を令和 6 年 2 月 14 日に開催する予定をしておりますので、ご高察の程、重ねてお願い致します。

記

(添付書類)

- ・ 広域連合規約
- ・ 広域連合議会議員名簿
- ・ 前回提出いただいた書類 (参考)



滋賀県後期高齢者医療広域連合  
総務企画課 日江井  
TEL 077-522-3013

## 滋賀県後期高齢者医療広域連合規約(抜粋)

平成19年1月26日

滋賀県指令自振第4号

(改正：平成21年12月10日滋賀県指令自振第55号)

### 第1条～第6条 (略)

#### (議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、19人とする。

2 広域連合議員は、関係市町の議会の議員又は長若しくは副市町長により組織する。

#### (広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、関係市町の議会の議員並びに長及び副市町長のうちから、各関係市町の議会において1人を選挙する。

2 関係市町の議会における選挙については、地方自治法第118条の例による。

3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

#### (広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、当該関係市町の議会の議員又は長若しくは副市町長としての任期による。

2 広域連合議員が関係市町の議会の議員又は長若しくは副市町長でなくなったときは、同時にその職を失う。

#### (議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員としての任期による。

### 第11条～ (略)